

資料1 環境アセスメント制度のあらまし

この資料については、著作権の関係から非公表とします。

令和7年10月2日（木）
宮城県保健福祉部精神保健推進室

宮城県の発達障害者支援施策について

- 1 発達障害者支援法及び国の支援施策
- 2 宮城県の発達障害者支援施策
- 3 宮城県の主な事業実績

1 発達障害者支援法及び国の支援施策

- 発達障害者支援法の全体像
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律概要
- 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化
(平成26年～)
- 発達障害者とその家族を支える地域支援体制のイメージ

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

厚生労働省資料引用

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援等について定めることにより、すべてのライフステージにおいて、発達障害のある方の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布・同年8月1日施行)

1. ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施

【関連条文】

第1条(切れ目のない支援、共生社会の実現に資することを追加)、第2条の2(基本理念の新設)、第3条(相談体制の整備、協力部局の例示に警察を追加)、第9条の2(情報の共有の促進を新設)、第19条の2(発達障害者支援地域協議会を新設)

2. 家族なども含めた、きめ細かな支援

家族なども含めた、きめ細かな支援を推進するため、教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援

【関連条文】

第5条(保護者への情報提供、助言を追加)、第8条(個別の教育支援計画の作成等を追加)、第10条(就労定着のための支援等を追加)、第11条(生活支援の視点として性別等追加)、第12条(権利利益の擁護に、いじめの防止等を追加)、第12条の2(司法手続における配慮を新設)、第13条(家族支援の内容に、家族が互いに支え合うための活動の支援等を追加)

3. 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害の支援について、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

【関連条文】

第4条(国民の責務に、発達障害者の自立及び社会参加に協力することを追加)、第14条(当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をすることを追加)、第21条(普及、啓発の内容に個々の発達障害の特性を追加、方法として学校等の様々な場を通じて行うことを追加)、第23条(専門的知識を有する人材の確保等の対象に労働、捜査及び裁判に関する業務に従事する者を追加)

厚生労働省資料引用

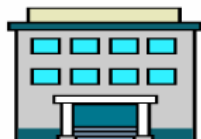
平成28年の改正では、発達障害のある方への支援の一層の充実をはかるため、法律の全般にわたって改正が行われた。

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（平成26年～）

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築
（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

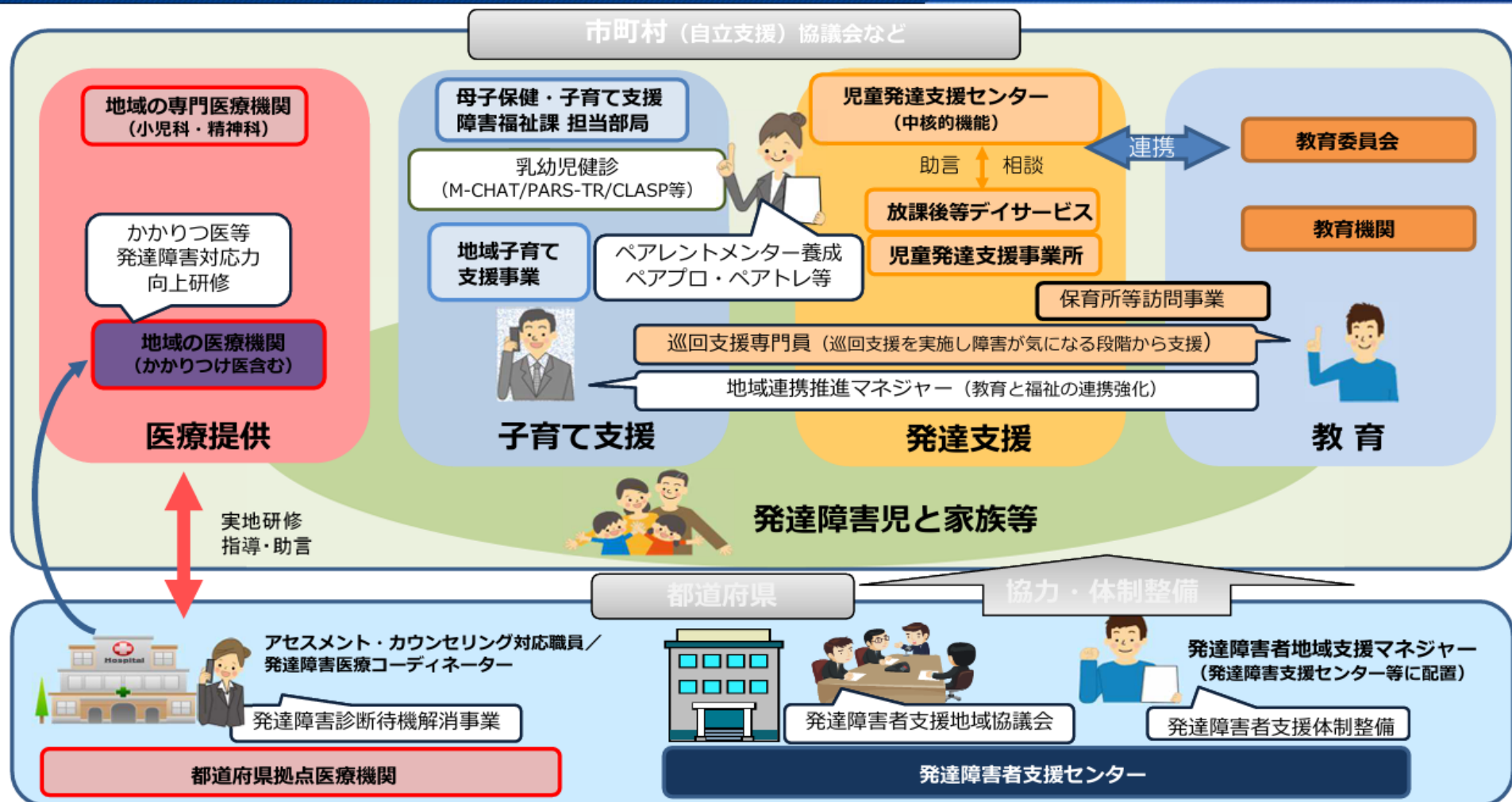
医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な
医療の提供

- （求められる医療機関の取組）
- ①専門的な診断評価
 - ②行動障害等の入院治療



発達障害児とその家族を支える地域支援体制のイメージ



都道府県・指定都市及び市町村の支援体制構築に関する技術的助言・財政的支援・調査研究等

2 宮城県の発達障害者支援施策

- 宮城県の発達障害児者支援の計画・方針
- 宮城県における発達障害児者総合支援事業
- 宮城県の発達障害児者支援体制について
- 一次支援機関（障害児等療育支援事業）
- 二次支援機関（発達障害者地域支援マネージャー）
- 三次支援機関（発達障害者支援センター）

宮城県の発達障害児者支援の計画・方針

～ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築～

障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

（期間：令和6～8年度）【国の基本指針に基づき策定】

- ・発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援推進会議）の開催
- ・発達障害者支援センターによる相談支援
- ・発達障害者支援センター・地域支援マネジャーの関係機関への助言、研修、啓発
- ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の受講者数及び実施者数
- ・ペアレント・メンターの人数
- ・ピアサポート活動への参加人数
- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修、初診待機解消事業の実施



第8次地域医療計画

（期間：令和6～11年度）【国の基本指針、作成指針等を踏まえて策定】

- ・発達障害者支援推進会議における検討
- ・発達障害者支援センター・地域支援マネジャーを中心とした支援者支援の推進
- ・専門医養成及びかかりつけ医対象の研修による診療体制の整備
- ・二次障害や強度行動障害等に対応できるよう、精神科における診療体制の充実、保健・教育・福祉など関係機関との連携
- ・保健、医療、福祉、教育等の地域におけるネットワーク構築による相談対応
- ・発達障害者支援センターによる相談支援
- ・各種相談窓口との連携を図り、医療機関の適切な受診につなげる



宮城県における発達障害児者総合支援事業

事業名	概要
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター「えくぼ」「県直営センター」において、地域支援マネージャー等と連携し、地域の支援者等への支援及び研修機会の提供などを通じて、支援体制の充実を図る。普及啓発も実施。
発達障害者地域支援マネージャー配置事業	各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、市町村等の身近な支援者を支援し、圏域における支援体制を構築する。
障害児等療育支援事業	各圏域に障害児等療育支援事業所を設置し、身近な地域での相談、療育支援を実施する。
発達障害者支援推進会議	医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関及び有識者による施策検討の場を設置する。
発達障害者家族支援事業	家族が地域で発達障害について学び、また、家族や当事者同士の交流機会を持てる体制づくりを推進する。各圏域において、ペアレント・プログラム等の普及や先輩保護者であるペアレント・メンターによる家族支援、ピアサポート等の当事者会運営の支援を実施する。
発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	東北大学病院を拠点病院に位置付け、発達障害の専門医の養成や、専門的医療機関のネットワーク構築、地域のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施する。

宮城県の発達障害児者支援体制について



発達障害のある方と家族が
安心して生活できる
地域づくりの推進

保護者・ご本人等からの相談

市町村

一次支援機関

- 【求められる役割】
(法5・6条、障害福祉計画等)
- ・住民にわかりやすい窓口の設置・周知(国通知)
 - ・母子保健、障害児支援の強化
健診での早期発見、早期支援の推進
 - ・家族支援
 - ・保健、福祉、教育等関係部門との連携体制構築

障害児等療育支援事業

県

一次支援機関

- 【県の取組状況】
身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備
するため各障害保健福祉圏域で事業を実施
- ・訪問や来所による療育相談
 - ・保育所や放課後児童クラブ等の支援者からの療育相談に対応
 - ・家族支援

*一次支援機関には、上記の他に、保育所・幼稚園や学校、障害福祉サービス事業所等が含まれます。

医療機関(地域)

小児科・精神科等の
かかりつけ医

拠点医療機関

(東北大学病院小児科)

発達障害専門医療機関ネットワーク
構築事業(県委託)

- ・発達障害診療医養成を支援
- ・医療機関ネットワーク形成
- ・地域の医療機関との症例検討会
- ・かかりつけ医研修開催

発達障害者地域支援マネジャー

県

二次支援機関

- 【県の取組状況】⇒発達障害者地域支援マネジャー配置事業(R1~)
各障害保健福祉圏域に心理職又はリハ職を「発達障害者地域支援マネジャー」として配置
- ・圏域の中核的な支援機能として、市町村等の一次支援機関への支援を実施
 - ・圏域の状況に応じた支援体制づくり、個別ケース支援や地域の状況に応じた研修機会の提供のほか、家族支援等を実施

発達障害者支援センター

県

三次支援機関

- 【県の取組状況】
⇒発達障害者支援センター「えくぼ」(H18~)【主に大人を対象】
総合相談窓口のほか、専門相談員による支援者支援、各種研修や普及啓発セミナー等を実施
- ⇒発達障害者支援センター「県直営センター」【主に子どもを対象】(R1.7~県子ども総合センター内)
支援者支援の拠点機能として、困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化のほか、支援力向上に資する研修の企画・実施、家族支援等を実施

本庁・精神保健推進室

(発達障害・療育支援班)

- ・全県的な支援体制整備
~仙台市とも連携
- ・発達障害者支援センター運営
- ・保健・福祉・教育・就労等、他領域の支援機関との連携推進
(発達障害者支援推進会議)
- ・医療提供体制の整備

一次支援機関（障害児等療育支援事業）

発達の気になるお子さん・発達障害がある成人期の方（疑い含む）やそのご家族、支援者の方が、身近な地域で療育を始めとした支援上の相談ができます。県から委託を受けた事業所で実施しています。障害者手帳や障害福祉サービスの受給者証は不要です。

支援内容

どなたでも利用
できます

（相談例）

- ・発達が気になる…
- ・どう支援したらいいの？
- ・子育てや保育のヒントが欲しい

○来所や訪問による療育相談

来所又は家庭、支援対象者の所属機関、障害福祉サービス事業所等を訪問する等の方法で、ニーズに応じた療育相談を行います。

○支援者の関わり方に関する助言

発達の気になるお子さんの通う保育所や幼稚園、学校、発達障害のある方の利用する就労支援機関等の支援者の方と一緒に、よりよい支援の方法を検討します。

*発達障害者地域支援マネージャーと連携して支援を行います。

○家族に対する支援

市町村等と連携しながら、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等を実施します。

相談方法

事前に予約が必要です。まずはお住まいの地域の事業所に電話・FAX・メールでお問合せください。

二次支援機関（発達障害者地域支援マネジャー）

発達障害のある方やご家族が身近な地域で支援を受けられる体制をつくるため、各圏域に『発達障害者地域支援マネジャー』の配置を進めています。県から委託を受けた事業所に配置しています。

発達障害者地域支援マネジャーとは

- 支援者の方を支援する役割を担います。
- 心理職やリハビリテーション専門職が従事しています。

（相談例）

- ・対応をいろいろ工夫してみたけどうまくいかない
- ・発達障害についてもっと知りたい
- ・支援力を高めたい

支援内容

支援者支援が 中心

- 地域の特性やニーズを把握し、関係機関と連携の上、体制づくりや人材育成を進めます。
- 市町村等の関係機関の依頼に応じて、コンサルテーション（アセスメントや支援方針の検討等）を行います（※ご本人・ご家族からの直接の相談は障害児等療育支援事業で対応します）。
- 家族支援の充実を目指し、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等の実施に協力します。

相談方法

お住まいの地域の事業所に電話・FAX・メールでお問合せください。

障害児等療育支援事業所・発達障害者地域支援マネジャー配置事業所

	事業所名	所在地	連絡先	管轄市町村	マネジャー
仙南	一般社団法人 みやぎスクエアサポート (南部事務所)	〒989-1752 柴田町槻木下町 3-2-6	TEL: 0224-87-6268 FAX: 0224-87-6269 Mail: contact@m-sqsp.net	白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	配置
仙台 (岩沼圏域)				名取市 岩沼市 亘理町 山元町	
仙台 (塩釜・黒川圏域)	認定NPO法人さわおとの森	〒981-0112 利府町利府字 八幡崎63-1	障害児等療育支援事業「あとれ」 TEL: 090-2997-3567 FAX: 022-352-1502 Mail: atore-ryoiku@sawaoto.jp	塩竈市 多賀城市 松島町 七ヶ浜町 利府町	配置
			障害児等療育支援事業「あとれ黒川」 TEL: 080-9635-4305 FAX: 022-352-1502 Mail: atore-ryoiku@sawaoto.jp	富谷市 大和町 大郷町 大衡村	
大崎	一般社団法人 みやぎスクエアサポート (北部事務所)	989-6162 大崎市古川駅前 大通2-4-5-1	TEL: 0229-87-8808 FAX: 0224-87-6269 Mail: contact@m-sqsp.net	大崎市 加美町 色麻町 美里町 涌谷町	配置
栗原	株式会社リツワ 療育支援事業チャレンジド くりはら	〒989-5301 栗原市栗駒岩ヶ崎 神南50	TEL: 090-3367-7830 FAX: 0228-45-2118 Mail: ryo-iku@ritsuwa.com	栗原市	配置
登米	社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター	〒987-0602 登米市中田町上沼 字大柳117-2	TEL: 0220-21-1011 FAX: 0220-21-1012 Mail: k-shien@keisen-net.jp	登米市	配置
石巻	社会福祉法人石巻祥心会 児童発達支援事業所 石巻市かもめ学園	〒986-0863 石巻市向陽町 3-10-7	TEL: 0225-95-9566 FAX: 0225-95-9566 Mail: kamome@i-shoshin.or.jp	石巻市 東松島市 女川町	配置
気仙沼	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会 気仙沼市マザーズホーム	〒988-0141 気仙沼市松崎柳沢 216-8	TEL: 0226-28-9866 FAX: 0226-22-6683 Mail: Ke_sya_mothers@cronos.ocn.ne.jp 地域支援マネジャー: 2022kesya.mothers@gmail.com	気仙沼市 南三陸町	配置

三次支援機関（発達障害者支援センター）

発達障害者支援センター「県直営センター」【主に子ども（18歳未満）を対象】

支援者支援の拠点機能として、困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化のほか、支援力向上に資する研修の企画・実施、家族支援事業の普及等を実施します。

発達障害者支援センター「えくぼ」【主に大人（18歳以上）を対象】

総合相談窓口のほか、心理相談員による支援者支援、各種研修や普及啓発セミナー、ピアサポート推進事業等を実施します。

支援内容

支援者支援が 中心

支援者が困難を感じるケースに対して、発達障害者地域支援マネジャー（以下マネジャー）と連携しながら対応します。

支援者の方からいただいた情報を基に、障害特性の整理、支援内容等に関する助言、支援方針の検討及び助言等を行います。ケース会議への出席も可能です。

利用方法

担当圏域のマネジャーへの相談を前提とします。

まずはマネジャーがご相談を受け、マネジャーが発達障害者支援センターの相談の利用を必要と判断した場合に、マネジャーが日程調整等を行います。

宮城県発達障害者支援センター (宮城県子ども総合センター発達障害者支援班)	〒981-1217 名取市美田園2-1-4	TEL：022-748-5660
宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 (宮城県社会福祉協議会への委託により運営)	〒981-3213 仙台市泉区南中山5-2-1	TEL：022-376-5306

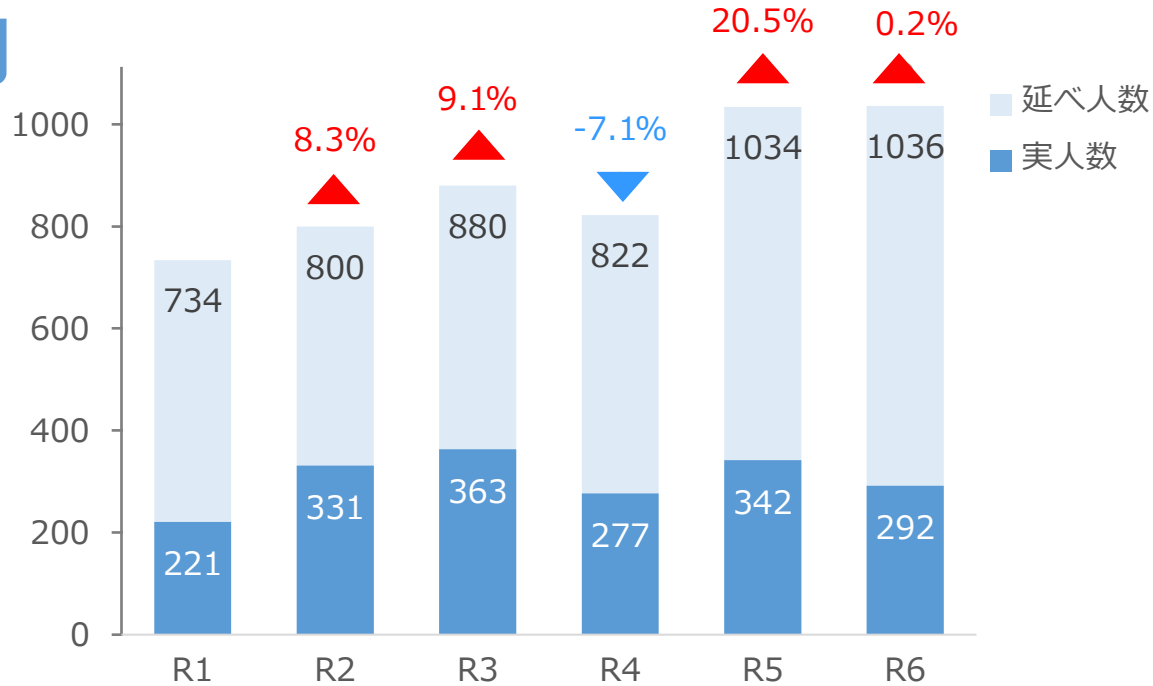
3 宮城県の主な事業実績

- ・ 障害児等療育支援事業における相談支援の状況
- ・ 地域支援マネージャーによる相談支援の状況
- ・ 関係機関への技術支援等
- ・ 家族支援事業
- ・ 普及啓発活動

障害児等療育支援事業における相談支援の状況

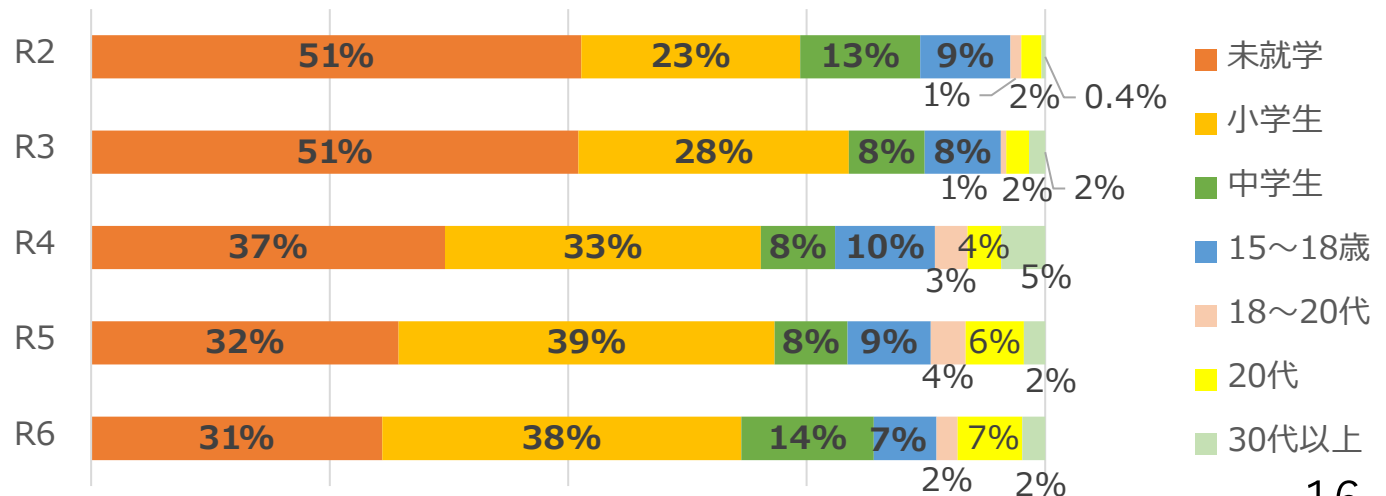
相談件数

相談件数は増加傾向



年代別

未就学は減少、学齢期が増加傾向

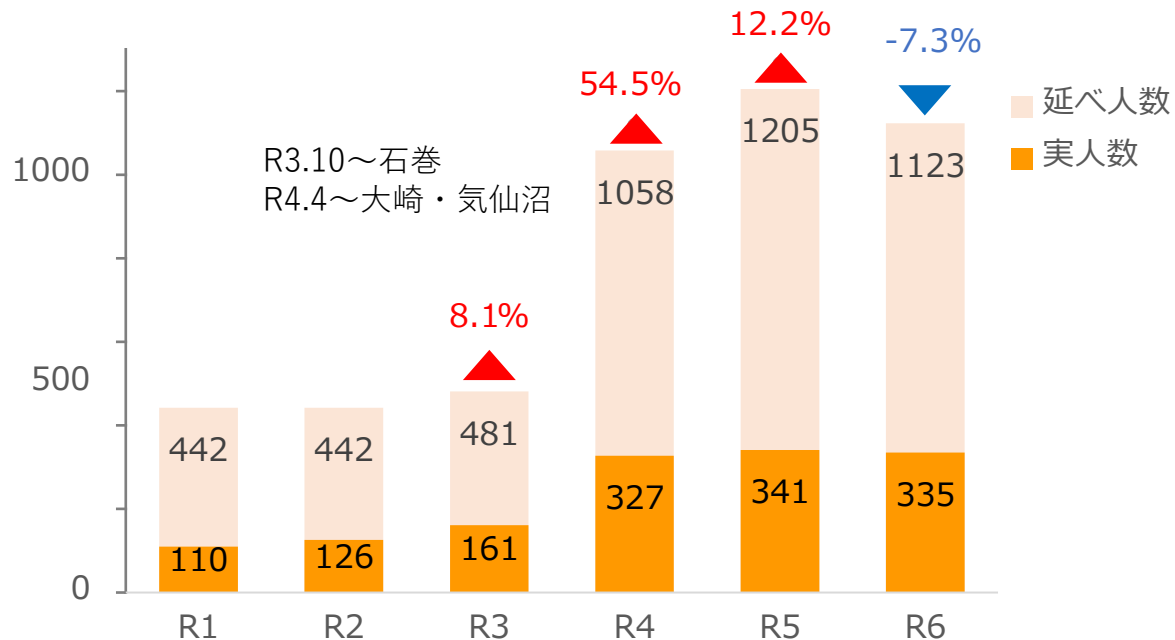


地域支援マネジャーによる相談支援の状況

相談件数

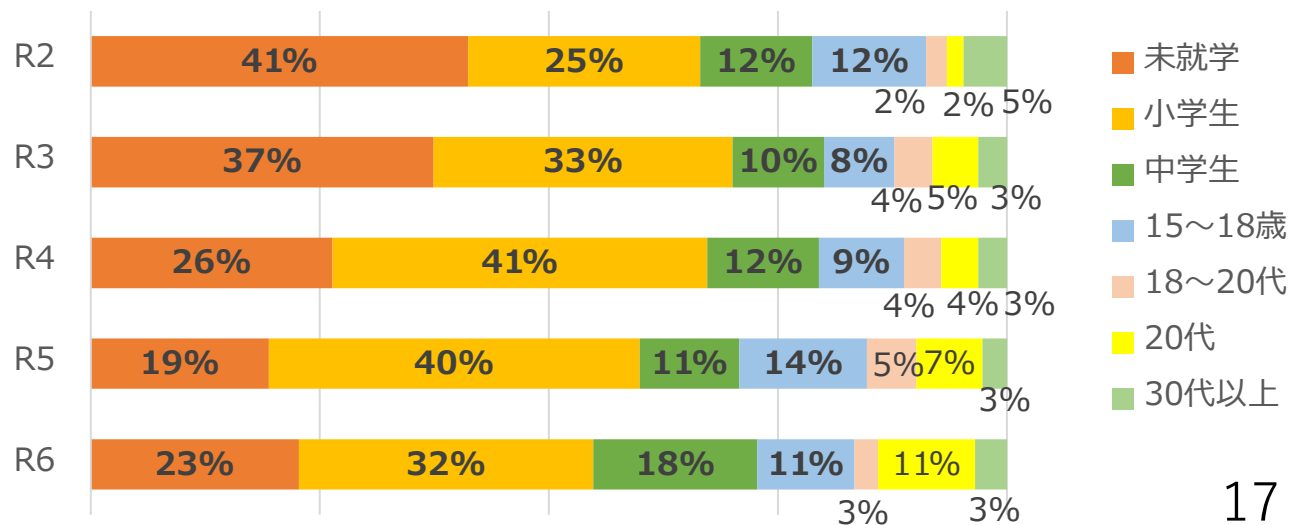
R3.10～石巻、R4～大崎・気仙沼に配置され、相談件数が増加。

療育支援事業と同程度の個別ケースへの支援を行っている。



年代別

中学生～20代にかけての年代が増加傾向。
30代以降の割合は少ない。



関係機関への技術支援等（直営センター）

①関係機関への技術支援

	一次支援機関 (市町村、学校等)	二次支援機関 (地域支援マネジャー)	その他の機関
令和4年度	177	138	21
令和5年度	131	145	13
令和6年度	101	90	21

支援者研修や困難事例等を通して技術支援を行うことで、より身近な地域での支援機能を強化

マネジャーと一次支援機関の連携が促進され、センターの対応件数減

②新規ケース支援検討会

令和5年度	70回、161ケース
令和6年度	44回、121ケース

*直営、えくぼ、マネジャー、療育担当で圏域ごとに実施

障害児等療育支援事業・地域支援マネジャーが新規に対応したケースについて、支援の方向性を検討

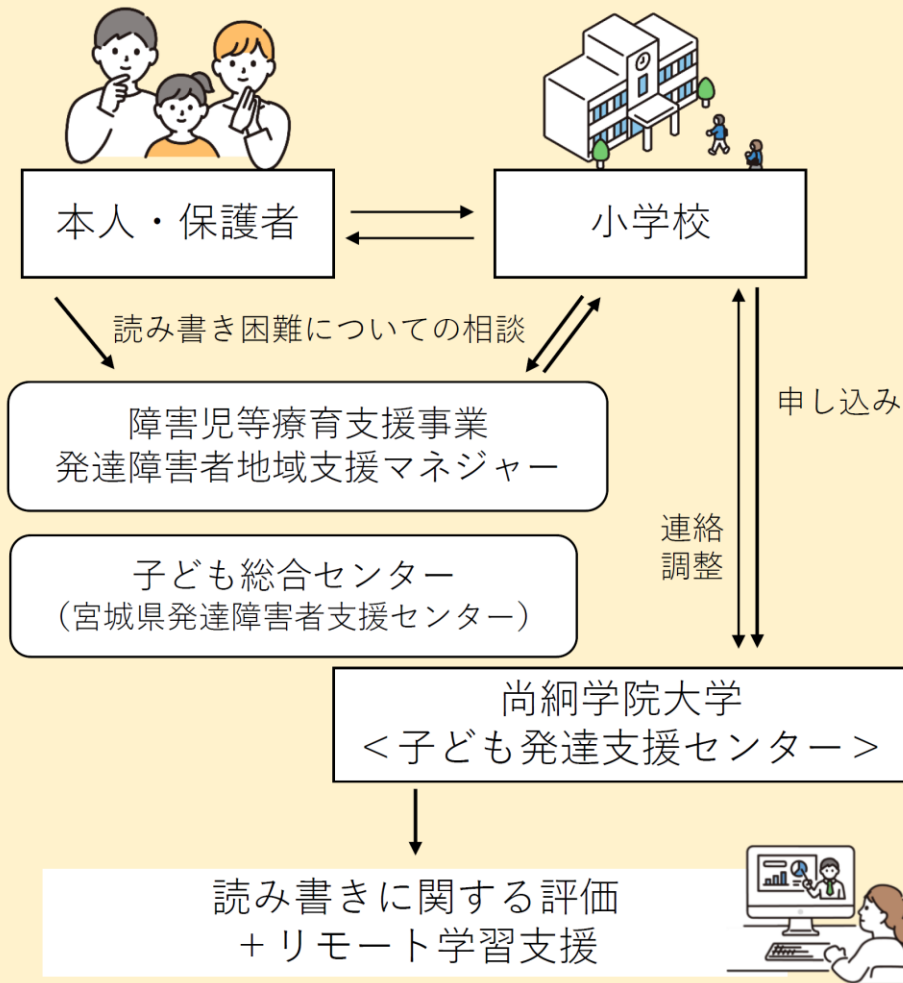
③主催研修

	テーマ・内容	受講者
基礎研修	発達障害に関する知識や基本的なかかわり方についてオンデマンド配信	一次支援機関 51件、187名
新 実践研修Ⅰ 前期・後期 3回シリーズ	講義：認知特性の理解を踏まえた相談支援 自閉症ピアソンセンターここねっと 黒澤哲氏 アセスメントと具体的支援の提案 子ども総合センター 佐藤寛記技術次長 実践報告：相談支援事業所さんてらす 山口浩章氏・IGUNAL 菊田繁氏	相談業務の支援者、前期31名、 後期18名
実践研修Ⅱ 前期・後期 3回シリーズ	講義・演習：発達障害の特性のアセスメント ティーチャーズ・トレーニング①～③ 子ども総合センター 佐藤寛記技術次長	直接支援の支援者、前期218名、 後期79名
拡充 早期支援研修 母子保健体制強化事業	講義：発達早期のアセスメントの視点 子ども総合センター 佐藤寛記技術次長 アセスメントツールの活用例に関して 弘前大学大学院 齊藤まなぶ教授 健診で見つかった「気になる子」への支援の考え方 こん小児科クリニック 今公弥院長 取組紹介：ペアレント・プログラム（南三陸町）ペアレント・トレーニング（松島町）	母子保健に従事する市町村・県 保健所の職員 102名
新 福祉と教育の 連携研修 総合教育センター共催	目的：教育と福祉の「支援手法の共通化・共通言語化」を図る。県教育事務所単位で実施。 内容：事前研修はe-ラーニング、本研修は応用行動分析に基づいた支援の考え方、教育と福祉の協働による支援マップ作成について講義・演習を実施。	福祉機関職員97名、 教育機関職員372名

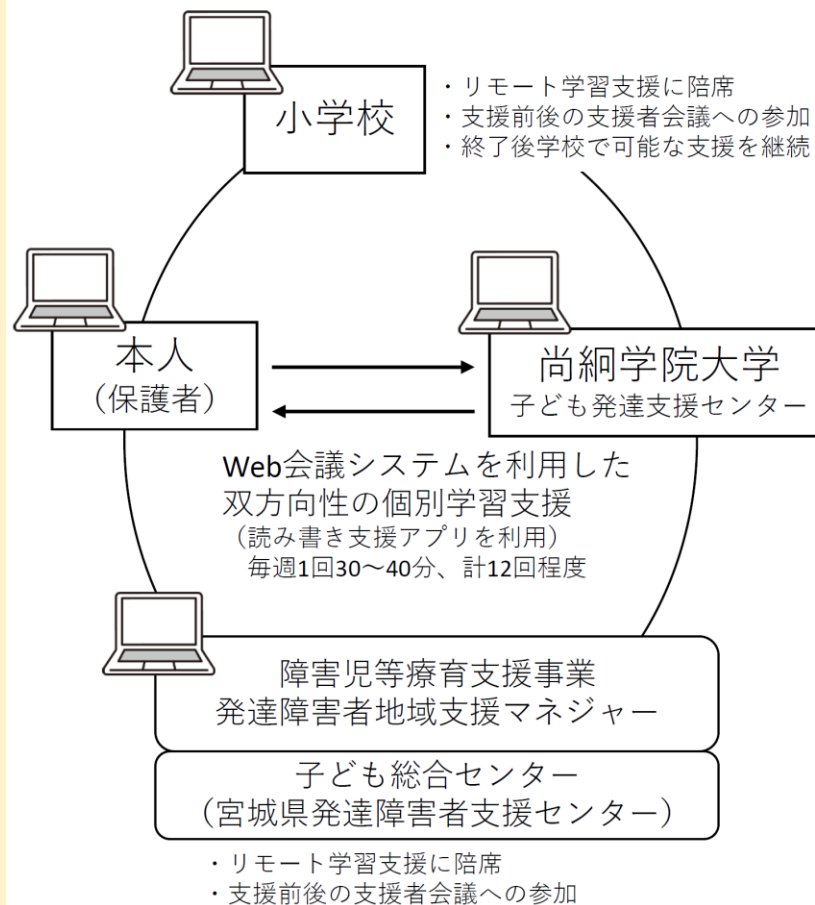
(参考)リモート学習支援モデル事業

令和7年度 読み書き困難へのリモート学習支援事業

①リモート学習支援までの流れ



②リモート学習支援



関係機関への技術支援等（えくぼ）

①関係機関への技術支援

	一次～二次支援機関
令和4年度	100
令和5年度	161
令和6年度	149

②講師派遣

令和4年度	7回
令和5年度	7回
令和6年度	8回

基礎的な内容から就労支援、強度行動障害への支援など幅広い依頼内容に対応

③主催研修（令和6年度12月実施分まで）

研修名・講師	内容	受講者
新 発達障害基礎講座 発達障害の基礎的理解についてのオンライン研修 「えくぼ」心理相談員 松崎泰氏、富永恵子氏、渡邊裕実氏	①成人期の発達障害の基礎 ②発達障害者への合理的配慮 ③当事者インタビュー（録画） ④発達障害と精神疾患	①74名 ②65名 ③36名 ④62名
アセスメント技術を高める研修会 ①基礎編 講義「えくぼ」渡邊裕美心理相談員 ②実践編 講義・演習 大正大学 近藤直司名誉教授	講義：アセスメントに必要な基礎知識 アセスメントのまとめ方 生物・心理・社会モデル 演習：ケースレポート、ケース検討会	①66名 ②35名
Vineland- II（適応行動尺度）研修会 （基礎編は県内2か所） ①基礎編 講義 「えくぼ」白石雅一心理相談員 実践報告 恵泉会 及川かよ発達障害者地域支援マネージャー ②実践編 講義・演習 北海道教育大学旭川校 萩原拓教授	講義：概要、実施方法、解釈 実践報告：Vineland- II を活用した支援 演習：半構造化面接、スコアリング	①27名、 34名 ②34名
新 自閉スペクトラム症支援研修 「えくぼ」白石雅一心理相談員	講義：人間関係の発達と自閉スペクトラム症 取組報告：支援者相談活用事例	90名
成人期発達障害支援スキルアップ研修 「えくぼ」富永恵子心理相談員	講義：成人期における発達障害者支援～「えくぼ」での実践を通して～ 行政説明、グループワーク	13名

家族支援事業（直営センター）

	ペアレント・プログラム事業	ペアレント・トレーニング事業	ペアレント・メンター事業
事業内容	<p>「ペアレント・プログラム」を提供できる者を養成し、身近な地域でプログラムを提供できる体制を構築する。</p> <p>*療育支援事業でプログラム実施</p>	<p>「ペアレント・トレーニング」の普及・展開を促進する。</p>	<p>発達障害児の子育て経験がある「先輩保護者」（ペアレント・メンター）の養成及び派遣等を実施する。</p>
プログラム・活動内容	<p>子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育ての自信をつけ、仲間を見つける機会とすることを目的とした全6回のプログラム</p>	<p>発達特性のある子どもの子育てに難しさを感じる保護者が、行動療法や行動分析を基礎にほめ方、環境調整、不適切な行動への対応等を学び、子どもの行動変容を目指すプログラム</p>	<p>活動内容：啓発活動 グループ相談</p> <p>派遣先：支援者研修会 保護者勉強会等</p>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県事業によるプログラム実施 4圏域、6回 ・ アドバンスワークショップ ・ 養成：実施者12名、講師11名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発研修 立正大学 中田洋二郎名誉教授 受講者211名 ・ 実施者養成研修（全2回） 立正大学 中田洋二郎名誉教授 受講者11名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者23名（R5.4現在） ・ 派遣8回、延べ16人 参加者190名 ・ 交流会 ・ スキルアップ研修会
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県事業によるプログラム実施 7圏域、12回 ・ アドバンスワークショップ ・ 養成：実施者45名、講師18名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施者養成研修（全3回） 立正大学 中田洋二郎名誉教授 受講者10名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者23名（R6.4現在） ・ 派遣7回、延べ14人 参加者92名 ・ 交流会 ・ スキルアップ研修会

普及啓発活動

発達障害支援セミナーinみやぎ

R6実績

テーマ	内容（オンライン）	受講者
発達障害のある方への合理的配慮について考える	<p>【基調講演1】 発達障害の理解と対応 「えくぼ」松崎泰心理相談員</p> <p>【基調講演2】 発達障害ある方への「合理的配慮」について考える 宮城県障害者権利擁護センター 鈴木みゆき 所長</p> <p>【動画上映】 当事者・家族からのメッセージ</p> <p>【パネルディスカッション】 ファシリテーター 「えくぼ」松崎泰心理相談員 パネリスト 宮城県立秋保かがやき支援学校 鈴木由佳子 教諭 アデコ株式会社 相原理佐 主任コーディネーター みやぎスクエアサポート 片瀬道 地域支援マネジャー</p>	136名

R6.4改正障害者差別解消法施行 事業者による合理的配慮の提供が義務化

「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」inみやぎ

仙台市共催

4月2日「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日「発達障害啓発週間」において、広く一般県民へ理解促進を図る取組を実施

①ブルーライトアップ

- 三井アウトレットパーク仙台港 観覧車「ポートフラワー」
- 仙台放送大年寺山送信所鉄塔「仙台スカイキャンドル」

②映画上映会「ぼくはうみがみたくなりました」

③パネル展示、啓発リーフレット配布



(参考)

障害福祉計画（第6,7期） ・ 障害児福祉計画（第2,3期）

	成果目標項目	R4		R5		R6		R7	R8
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
発達障害者等に対する支援	発達障害者支援地域協議会の開催	2回	0回	2回	1回	1回	1回	1回	1回
	発達障害者支援センターによる相談支援	800件	821件	800件	611件	830件	454件	830件	830件
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	363回	836回	399回	840回	840回	837回	840回	847回
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援 マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	61回	138回	67回	124回	140回	118回	140回	147回
	ペアレントトレーニングやペアレントグループ等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	64人	68人	96人	39人	70人	96人	70人	70人
	ペアレントメンターの人数	20人	23人	20人	23人	23人	20人	25人	25人
	ピアサポートの活動への参加人数	53人	166人	77人	131人	170人	100人	170人	178人